

県内都市の将来像を審議する第203回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和6年3月19日(火) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 2議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時30分の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる
まちづくりを



第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(施設の概要)

廃プラスチック類の破砕	184.80t/日
木くずの破砕	290.40t/日
がれき類の破砕	781.56t/日
汚泥の焼却	66.50t/日
廃プラスチック類の焼却	196.15t/日
感染性産業廃棄物の焼却	86.40t/日
混焼	270.00t/日
敷地面積	22,254.70㎡

第2号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(施設の概要)

廃プラスチック類の破砕	54.36t/日
木くずの破砕	125.64t/日
敷地面積	10,474.07㎡

【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠：都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけでなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/pege/11474.html>